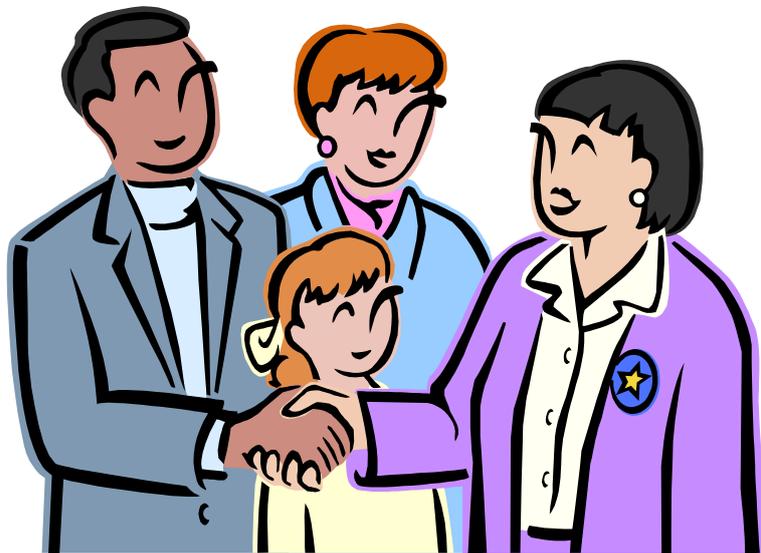


武蔵村山市協働事業提案制度 令和7年度実施事業審査報告書



令和7年1月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成17年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成18年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアル—パートナーシップのまちづくりをめざして—』が策定されました。

平成20年度には、指針に掲げる市民協働の基本的な考え方を具体的に実現するための第一歩として、「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめました。その後、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するため、平成21年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

「協働事業提案制度」は、平成22年3月に武蔵村山市市民協働推進会議から報告を受け、武蔵村山市で協働事業の実施に向けた検討を行った結果、平成23年度に創設された制度です。この制度により、平成23年度から令和4年度までの間に延べ42事業が協働事業として採択され、翌年度に実施されています。また、令和5年度には、それまでの実績を踏まえ、武蔵村山市市民協働推進会議において制度の見直しを検討し、令和6年度に制度見直し後初となる協働事業の募集を行いました。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、市民と行政が協力し合う「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものがあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、これからも重要な役割を果たしていくものと考えます。

令和7年1月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに

1	協働事業提案制度の目的と概要	……	1
2	選考に至る経過	……	2
3	審査の方法及び基準	……	3
4	令和7年度実施事業の募集内容	……	3
5	令和7年度実施事業の審査結果及び理由	……	6
6	令和7年度実施事業内容	……	6
	みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう	……	7
	提案団体：一般社団法人Walk		
	市担当課：子ども育成課児童館		
	資料編	……	16
	資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱		
	資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿		
	資料3 令和6年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領		
	資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱		

1 協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体）の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加の促進と市民活動団体の育成を図るとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、協働による暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とした制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「団体育成型事業」（市民活動団体はその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性を有する事業であって、当該事業の目的を市と共有し共に達成するために、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。）と「市政参加型事業」（市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性を有する事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。）の2つの区分で事業提案を募集しました。

「団体育成型事業」は、3年計画で事業を企画・提案し、1事業当たり3年間で180万円（単年度で80万円）を上限として補助金を交付します。また、「市政参加型事業」は1事業当たり20万円を上限として補助金を交付します。

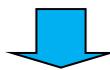
「団体育成型事業」は、予算の議決を経て正式に採択された事業について、市と市民活動団体で事業目的、実施内容、役割分担等を明記した基本協定を締結し、市担当課と連携を図りながら事業を実施することになります。なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度ごとに事業報告を行い、当該事業の評価を受けることとなります。

2 選考に至る経過

令和7年度実施事業の選考過程は、次のとおりです。

●協働事業提案制度令和7年度実施事業募集の周知

- ・市報（7月1日号）に掲載
- ・市のホームページに掲載（7月9日（火）から）
- ・市内公共施設に募集要項及び募集チラシを設置
市政情報コーナー/緑が丘出張所/市民総合センター/市民会館/市民総合体育館
緑が丘ふれあいセンター/ボランティア・市民活動センター/各公民館（2か所）
各地区会館（5か所）/各図書館（6か所）



●提案書(案)の提出

- ・募集期間 令和6年7月1日(月)から7月31日(水)まで
- ・提出件数 3件



●事前協議

- ・協議団体 3団体



●提案書の提出

- ・提出期限 令和6年8月30日(金)まで
- ・提出件数 1件



●市民協働推進会議の開催

- ・提案事業の採択候補の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内 容
第2回	令和6年 11月12日 (火)	<ul style="list-style-type: none">◆協働事業提案制度の提案事業の審査要領について 令和6年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領について協議し、内容を決定した。◆提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答（1団体） 市民協働推進会議委員に対する新規提案団体（団体育成型事業）によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施した。<ul style="list-style-type: none">・プレゼンテーション時間：15分以内・質疑応答時間：20分

3 審査の方法及び基準

令和7年度実施事業の審査は、令和6年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき行われました。

書類審査は原則として10事業を超える提案があった場合に実施するものとしており、令和7年度実施事業として提案があった事業は団体育成型1事業であったため、書類審査は実施せず、プレゼンテーションにより審査しました。審査では、提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査し、その結果、満点合計に対する評価点数の合計の比率が6割以上であったため、採択すべき事業として決定しました。

4 令和7年度実施事業の募集内容

募 集 の 区 分

団体育成型事業（団体育成コース）

将来、市の事業を受託できるような市民活動団体を目指します。
3年間の事業計画を提案し、市の担当課と打合せを重ねながら、事業を進めます。
市とボランティア・市民活動センターのサポートを受けながら、ワンチームとなって、事業を実施することができます。
1事業当たり、3年間で180万円（単年度で80万円）を上限として補助金が交付されます。

市政参加型事業（市政参加コース）

市の支援を受けながら、市民活動を充実させたい団体のための事業です。
1年間の事業計画を提案し、地域の課題解決に挑戦していきます。
事業実施後について、市政参加型事業に再度申請すること（1回に限る。）や、団体育成型事業に申請することも可能です。
1事業当たり、20万円を上限として補助金が交付されます。

応 募 資 格

- ① 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- ② 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- ③ 5人以上の者で組織されていること。
- ④ 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの
- ⑤ 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適正に行われていること。

対 象 と な る 事 業

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- ④ 次のいずれかに該当する事業（団体育成型事業については、イ及びウに該当する事業）
 - ア 市民の地域活動への参画が促進される事業
 - イ 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
 - ウ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
 - エ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業
- ⑤ 3年間継続して実施することができる事業（団体育成型事業の場合）

対象とならない事業

- ① 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）
- ② 営利のみを目的とした事業
- ③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
- ④ 学術的な研究のみを目的とした事業
- ⑤ 調査のみを目的とした事業
- ⑥ 公の機関の補助により補助対象となっている事業
- ⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業
- ⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- ⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

5 令和7年度実施事業の審査結果及び理由

令和7年度実施事業の審査結果は、次のとおりです。

審査の結果、「採択すべき事業」とされた事業は、当該事業に係る市の予算が議決された後、正式に採択され令和7年度から実施されます。

提案事業の内容については、「6 令和7年度実施事業内容」を参照してください。

事業 番号	事業 部門	提案事業名	審査経過		審査結果	採択 順位
		提案団体名	書類審査	プレゼンテーション審査		
R7 -1	団体 育成型	みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう	実施せず	通過	採択 すべき事業	1位
		一般社団法人Walk				
	市担当課	子ども育成課児童館				
	理 由					
<p>本市にはない新たな遊び場の提案は目新しさがあり、子どもの居場所作りや健全育成の観点からプレーパークに着眼したことは評価できる。本事業により、子どもが本来持つ感覚を伸ばすとともに、団体の活動により新たな地域内交流を生むことが期待できる。</p> <p>一方で、プレーパークの「事故やけがは自己責任」という原則がどの程度理解を得られるか不明であることから、事業周知等に当たっては団体と市担当課との間で綿密な協議を行う必要性が感じられた。また、支出に占める人件費の割合が大きいことや、人材の確保・育成及び収支予算上の財源の確保に関する懸念、協働事業終了後の展望を見据えた継続性に課題が感じられることから、これらのことに十分留意しつつ、市担当課と密に意思疎通を図りながら事業を進めることを期待する。</p>						

6 令和7年度実施事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう

提案団体：一般社団法人Walk

市担当課：子ども育成課児童館

武蔵村山市長 殿

提案団体名 一般社団法人Walk
 所在地 東京都武蔵村山市本町 1-32-4
 代表者 代表理事 下河邊 千草
 職・氏名

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。
 なお、提案の内容は原則として公開されることを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の実施に関すること全てに責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名	みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう				
提案事業の分野 ※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。					
<input type="radio"/>	保健・医療・福祉		男女共同参画		防災安全
<input checked="" type="radio"/>	社会教育		人権・平和		産業観光
<input type="radio"/>	まちづくり	<input type="radio"/>	国際・多文化		環境
	文化・芸術・スポーツ		消費生活		その他（ ）
事業部門 ※どちらかに○をしてください。	<input type="radio"/>	団体育成型事業（提案団体が市の担当課と協働して行う事業）			
		市政参加型事業（原則として提案団体が単独で行う事業）			
提案事業の目的と概要 ※詳細は第2号様式に記入してください。	①市内の公園など既存の資源に、多様な子どもたち、障害があっても安全に過ごせる遊び場を一時的に仮設し、子ども達が工夫して遊びを作り出す環境を整え、自発的に遊ぶ機会を提供する。 ②プレーパーク活動の啓発、地域等における活動の担い手の発掘、子どもの自由な遊びを引き出すスタッフを育成する。 これらの事業により、これからのインクルーシブ社会にも合う、多様な子どもたちの遊びの環境を充実させたい。				
事業の実施予定期間	令和 7年 4月 1日 から 令和 10年 3月 31日まで				
提案団体担当者 ※平日の日中に連絡可能な担当者を記入してください。	氏名	■■■■■			
	電話	■■■■■	携帯電話	■■■■■	
	電子メール	■■■■■			

(添付書類)

- ① 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- ② 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- ③ 提案団体概要書（第4号様式）
- ④ 団体の前年度活動報告書
- ⑤ 団体の前年度収支決算書
- ⑥ 団体の定款、規約、会則等
- ⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿
- ⑧ 団体の活動内容が分かるもの（チラシ・パンフレット等）

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

(日本産業規格A列4番)

協働事業提案制度企画書

<p>提案団体名</p>	<p>一般社団法人Wal k</p>
<p>提案事業名</p>	<p>みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう</p>
<p>事業の目的</p>	<p>近年、様々な要因で「外で遊ぶ」機会が年々減少し、以前であれば、上級生からの伝統・伝達や自身の体験によって、他者との距離感や交渉、危機管理や大きなケガや事故防止の抑止力となっていた。</p> <p>また、増加傾向にある発達に特性のある子どもたちや、その他さまざまな障害を持つこどものご家庭では、公園で他の子どもたちと一緒に遊ぶ中で怪我をさせてしまったり、大きな声で迷惑をかけるなどを恐れて自粛してしまい、その機会がますます減る傾向がみられる。</p> <p>私たちは、地域の公園等を活かし、様々な生活環境下にあるこどもたちや保護者、大人たちが、安心して地域との交流し、遊びあえる場所が増えていくまちづくりをするために、この事業を提案する。</p>
<p>事業の効果</p>	<p>初年度は6回、次年度以降8回の開催を行い、一回当たり初年度は親子20名、次年度以降は40名以上が参加する。</p> <p>ボランティアスタッフの育成を進め、研修会へは毎回5名程度の参加、のべ165名以上がこどもの外遊び、冒険遊びがサポートできるようになる。</p> <p>これらの活動で、プレーパークの開催日以外でも、多様なこどもたち・親子が冒険のような外遊びを楽しめる社会、受け入れられる社会への一歩となる。</p> <p>また、児童福祉のプロとして、こどもの遊びや親子の様子を見ることで、家庭環境にリスクのある家庭の早期の情報把握や早期支援につなぐことが期待できる。</p>
<p>事業の内容</p>	<p>①市内の公園など既存の資源に、多様な子どもたちの安全な遊び場を一時的に仮設し、子ども達が工夫して遊びを作り出す環境を整え、自発的に遊ぶ機会を提供する。アンケートやプレーパーク実施の中で、こどもたちからも体験してみたい遊び等ニーズを聞き取り、反映する。</p> <p>②プレーパーク活動の啓発、地域等における活動の担い手の発掘、子どもの自由な遊びを引き出すスタッフの育成</p> <p>③公園活用の提案・開催月で毎月一回のプレーパーク開催とそれに伴う企画、募集などの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集は市報等の広報、開催学区の小学校等への配布を通じ、公式LINEアカウント「おうち応援ネット」により募集及び参加の抽選を行う。 ・この抽選では、連続で外れたご家族の枠を設ける等、一定の配慮枠を設ける。 ・開催場所は初年度は、里山民家・六道山公園・屋外体験学習広場・大南公園などで行い、2年目以降は各地域の自治会等と連携し、地域の公園を巡回する予定。 ・4年目（協働事業終了後）に毎週開催できることを目指し、キャラバンカー等での市内公園の巡回を目指す。 <p>★プレーパークについての補記</p> <p>プレーパークには、次のような役割・効果が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの健全な育成を地域住民が中心となっていける場所 ・子どもたちが自由に遊び、自主性や創造性を育む ・大人と子どもが外遊びを通して触れ合いを深める ・老若男女問わず、様々な世代のこども・大人が遊びを通して集うことで、地域コミュニティの場となる <p>プレーパークでは、子どもたちが自由にやりたいことができる遊び場が用意されており、開催日にはプレイワーカーと呼ばれるスタッフが常駐する。プレイワーカーは、子どもがワクワクするような遊び場をデザインしたり、遊びに来る子どもの保護者など多くの人を巻き込んで</p>

		<p>遊具をつくる。また、子どもが創造や冒険に挑戦したり、困ったり悩んだ時など、安心して豊かに遊べる環境を整えていく専門家としての役割もある。プレーパークは、木登りや泥遊びなど、日常ではなかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所となっている。</p> <p>世界最初のプレーパークは、「きれいな遊び場より、ガラクタが転がる空き地や資材置き場で、子どもたちが大喜びで遊んでいる」ことに着目した造園家ソーレンセン教授によって1943年にデンマーク郊外で作られたもので、その後ヨーロッパで広まった。日本では、1970年代に世田谷区で取組が始まり、1990年代に各地に大きく広がった。「日本冒険遊び場づくり協会」によると、2020年度の活動団体は450を超えている。</p> <p>プレーパークの運営方法は、自治体直営や指定管理、民営での開催と多様な地域の形があり、開催方法も移動・キャラバン型、常設型など地域のニーズや活動団体によって多様化している。近年、核家族化や不登校児の増加もあり、こどもの居場所・地域とこどものつながる窓口としても注目されており、多くのプレーパークが「遊び場」としてだけではなく、子どもの総合的な支援につながり始めている。</p>
役割分担	団体	武蔵村山市の環境を活かした冒険遊びができる遊び体験の機会提供や参加募集と管理、プレーパーク企画の立案と遂行、プレーパーク事業にかかるボランティアスタッフ育成のための研修や体験実施
	市	プレーパーク共催による公園の活用・実施場所の確保、市報等での広報 子ども家庭庁の「こどもの居場所づくり」の一環として協働
協働事業終了後の予定		<ul style="list-style-type: none"> ・児童施設や学校、福祉事業所等との連携等ができる体制を構築し、プレーパーク活動を継続する。 ・必要な遊び道具などは民間の助成金やクラウドファンディング等も活用して整備する。 ・4年目には毎週開催を目指し、キャラバンカー等での市内公園の巡回を目指す。 ・将来的には「いつでもそこで安心して外遊びができる」常設型のプレーパークの設置と運営をめざしたい。

(日本産業規格A列4番)

第3号様式（第7条関係）

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 実施年度	一般社団法人W a l k		提案事業名		みんなの遊び場「むさむらプレパーク」をつくらう					
	項目	金額（円）	項目	金額（円）	令和7年度 積算内訳	令和8年度 積算内訳	令和9年度 積算内訳	金額（円）	金額（円）	
収入	提案制度補助金	600,000	提案制度補助金	600,000		提案制度補助金	600,000	600,000		
	寄付	200,000	寄付	200,000		寄付	100,000	100,000		
	自己資金	693,265	自己資金	693,265		自己資金	293,473	353,513		
収入合計		1,493,265		1,493,265			993,473	1,053,513		
支出	項目	金額（円）	項目	金額（円）	積算内訳	積算内訳	項目	金額（円）	積算内訳	金額（円）
	人件費	440,000	人件費	440,000	別紙①参照	別紙①参照	人件費	565,000	別紙①参照	560,000
	交通費		交通費				交通費			
	報償費	20,000	報償費	20,000	8回分	8回分	報償費	20,000	8回分	20,000
	旅費		旅費				旅費			
	燃料費	6,800	燃料費	6,800			燃料費	8,160	ガソリン代	8,160
	印刷製本費	21,000	印刷製本費	21,000			印刷製本費	21,000	チラシ代	21,000
	名刺代	12,500	名刺代	12,500						
	消耗品費	47,177	消耗品費	47,177	別紙②参照	別紙②参照	消耗品費	47,177	活動文房具代 別紙②参照	47,177
	活動文房具代	405,377	活動消耗品	405,377	別紙③参照					
	飲料	11,976	飲料	11,976			飲料	11,976	飲料	11,976
	携帯通信費	60,000	携帯通信費	60,000			携帯通信費	60,000	携帯通信費	60,000
	イベント保険	195,120	イベント保険	195,120			イベント保険	260,160	イベント保険	325,200
	パソコン	104,800	備品購入費	104,800			備品購入費			
	携帯電話	62,800	備品購入費	62,800						
	テント	21,500								
	ジップライン	24,999								
ドリル	31,698									
丸のこぎり	27,518									
支出合計		1,493,265		993,473			1,053,513		1,053,513	

注1 補助対象経費と補助対象外経費の区分は、募集要項を参考にしてください。
 注2 事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

人件費 内訳

・打合せ

年度	単価	時間	回数	参加人数	人件費
令和7年度	1,000円	1時間	5回	5人	¥25,000
令和8年度	1,000円	1時間	6回	5人	¥30,000
令和9年度	1,000円	1時間	5回	5人	¥25,000

・研修

年度	単価	時間	回数	参加人数	人件費
令和7年度	1,000円	1時間	11回	5人	¥55,000
令和8年度	1,000円	1時間	11回	5人	¥55,000
令和9年度	1,000円	1時間	11回	5人	¥55,000

・プレーパーク

年度	単価	時間	回数	参加人数	人件費
令和7年度	1,000円	6時間	6回	10人	¥360,000
令和8年度	1,000円	6時間	8回	10人	¥480,000
令和9年度	1,000円	6時間	8回	10人	¥480,000

・合計

年度	人件費
令和7年度	¥440,000
令和8年度	¥565,000
令和9年度	¥560,000

活動文房具 内訳

No	品目	単価(税込)	個数	金額(税込)
1	3色ボールペン	¥292	10	¥2,920
2	コピー用紙(2500枚)	¥2,953	1	¥2,953
3	サインペン(赤)	¥702	2	¥1,404
4	サインペン(黒)	¥702	2	¥1,404
5	サインペン(青)	¥712	2	¥1,424
6	付箋①	¥1,800	1	¥1,800
7	付箋②	¥688	2	¥1,376
8	テープ①(セット)	¥2,195	1	¥2,195
9	テープ②(セット)	¥2,292	1	¥2,292
10	テープ③	¥686	3	¥2,059
11	水性ペンセット	¥1,676	5	¥8,380
12	油性ペンセット	¥719	2	¥1,438
13	スティックのり(10本入り)	¥701	2	¥1,402
14	布テープ	¥1,743	3	¥5,229
15	木工用ボンド	¥785	10	¥7,850
16	透明テープ	¥1,017	3	¥3,051
			合計	¥47,177

活動消耗品 内訳

No	品目	単価(税込)	個数	金額(税込)
1	ハンマー	¥1,597	3	¥4,791
2	のこぎり	¥1,107	3	¥3,321
3	折りたたみバケツ	¥2,080	2	¥4,160
4	研磨機①	¥6,229	1	¥6,229
5	研磨機②	¥9,672	1	¥9,672
6	研磨機③	¥6,780	1	¥6,780
7	研磨機④	¥14,980	1	¥14,980
8	砥石	¥5,705	1	¥5,705
9	電動砥石	¥19,155	1	¥19,155
10	電動のこぎり	¥7,980	1	¥7,980
11	つるはし	¥1,300	3	¥3,900
12	ふるい	¥1,831	3	¥5,493
13	研磨パッド(7点セット)	¥8,515	1	¥8,515
14	絵筆セット①	¥3,190	1	¥3,190
15	絵筆セット②	¥1,800	1	¥1,800
16	パレットナイフ(5本セット)	¥998	4	¥3,992
17	ハンモック	¥3,999	1	¥3,999
18	空気入れ	¥849	1	¥849
19	風船①(100個入り)	¥1,089	1	¥1,089
20	風船②(100個入り)	¥1,159	1	¥1,159
21	ゴムボール	¥792	1	¥792
22	けん玉	¥1,950	3	¥5,850
23	ベーゴマセット	¥1,648	2	¥3,296
24	はさみ	¥1,422	3	¥4,266
25	しゃぼん玉スティックセット	¥1,898	1	¥1,898
26	パブルガン	¥3,650	1	¥3,650
27	シャボン玉液(1.8L、2本入り)	¥2,970	1	¥2,970
28	折りたたみクッションマット	¥3,286	1	¥3,286
29	水鉄砲(4本)	¥1,100	1	¥1,100
30	ウッドスティック+ポッチャセット	¥6,480	1	¥6,480
31	輪投げセット	¥12,672	1	¥12,672
32	多機能フリスビー	¥3,136	1	¥3,136
33	クライミングホールドセット	¥4,299	1	¥4,299
34	スラックラインセット	¥5,780	1	¥5,780
35	クライミングネット	¥2,370	1	¥2,370
36	ビニールプール	¥8,999	1	¥8,999
37	撥水シート	¥14,980	1	¥14,980
38	ファイルバインダーA4縦(10個入り)	¥2,680	1	¥2,680
39	ラベルライター	¥6,140	1	¥6,140

40	収納ケース	¥3,223	1	¥3,223
41	救急セット	¥5,900	1	¥5,900
42	折りたたみテーブル&ベンチ3点セット	¥11,800	1	¥11,800
43	立て看板	¥6,282	1	¥6,282
44	収納ボックス	¥8,300	1	¥8,300
45	ゼッケン付ゲームベスト(11枚入り)	¥5,480	2	¥10,960
46	フェイスタオル(5枚入り)	¥1,890	3	¥5,670
47	ネームホルダー	¥848	20	¥16,960
48	紙コップ(200個入り)	¥1,147	6	¥6,882
49	梱包テープ(2個入り)	¥1,242	3	¥3,726
50	アクリル絵具セット	¥11,975	3	¥35,925
51	油絵具セット	¥1,900	2	¥3,800
52	模造紙ロール	¥7,282	3	¥21,846
53	丸釘セット	¥934	6	¥5,604
54	ベニヤ板	¥100	100	¥10,000
55	折り紙(500枚入り)	¥1,100	6	¥6,600
56	画用紙(50枚入り)	¥1,800	2	¥3,600
57	段ボール板(50枚入り)	¥2,374	4	¥9,496
58	キャンバス(10枚入り)	¥5,800	3	¥17,400
			合計	¥405,377

資料編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第120号

最終改正：令和3年3月10日訓令（乙）第15号

（趣旨）

第1条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2）協働推進部長及び企画財政部長の職にある者

（座長等）

第3条 推進会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度に採択された協働事業について、実施要綱第19条第1項の規定に基づく市長の評価が完了した時をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議

に諮って定める。

附 則（略）

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
田 中 敬 文	会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部研究員・ 非常勤講師
吉 澤 和 泉	会議要綱第2条第2項第1号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
瀬 口 圭 志	会議要綱第2条第2項第1号イ 公募による市民	武蔵村山市自治会連合会
酒 井 素 史	会議要綱第2条第2項第1号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 職員
米 光 彰 浩	会議要綱第2条第2項第1号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
大 野 美 奈 子	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
加 藤 智 子	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
末 木 文 仁	会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民	公募による市民
並 木 篤 志	会議要綱第2条第2項第2号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
雨 宮 則 和	会議要綱第2条第2項第2号 企画財政部長の職にある者	企画財政部長

令和 6 年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

令和 6 年 1 月 1 2 日

1 趣 旨

この要領は、令和 6 年度に行われた武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成 23 年武蔵村山市訓令（乙）第 119 号。以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定に基づく提案について、実施要綱第 10 条第 2 項の規定により武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）が、当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査方法

(1) 書類審査

ア 審査の通則

提案団体は、実施要綱第 7 条第 1 項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により各項目 5 点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

前記イの規定により各審査委員が評価した点数を集計し、満点合計に対する評価点数の合計の比率が 5 割以上の事業である上位 10 団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、満点合計に対する評価点数の合計の比率が 5 割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 審査の実施条件

書類審査は、提案のあった事業の数が 10 を超える場合に実施し、提案のあった事業の数が 10 以下であった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ 選定結果の通知

書類審査を行った場合、推進会議は選定の結果を提案団体に通知するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、プレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第7条第1項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、当該事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第4条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

カ 審査基準及び方法

別表に掲げる審査基準により、審査委員が各項目5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前記カの規定により各審査委員が評価した点数を集計し、満点合計に対する評価点数の合計の比率が6割以上の事業とする。ただし、満点合計に対する評価点数の合計の比率が6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択の適否についての理由を付するものとする。

(イ) 審査結果には、採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択すべき順位を付するものとする。

ケ 審査結果の報告

推進会議は、前記クの規定による審査の結果について、市長に報告するものとする。

4 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

(別表)

審査項目	審査基準	配点基準
抽出課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域課題や社会的課題を捉えているか。 ◎ 市民のニーズを捉えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分に捉えている 5点 おおむね捉えている 4点 普通である 3点 あまり捉えていない 2点 全く捉えていない 1点
事業目的と達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域課題や社会的課題を解決するために、適切な事業であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 抽出課題に対応する効果が期待できるか。 ◎ 当該団体の成長や他の市民活動団体への相乗効果が期待できるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分に期待できる 5点 おおむね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で、適正な人員が確保されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 計画どおりの実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
協働の意義と必要性	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の課題解決に向けた進展が期待できるか。 ◎ 提案団体と市の協働により、互いを補完し、互いの特性を発揮させる効果的な事業を行うことが期待できるか。（団体育成型事業のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 十分に期待できる 5点 おおむね期待できる 4点 普通である 3点 あまり期待できない 2点 全く期待できない 1点

協働の 役割分担	◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。(団体育成型事業のみ)	十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
継続能力	◎ 提案した事業を継続していくために、団体の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。 ◎ 補助金に頼りすぎることなく、団体自ら資金や人材の確保に努めているか。 ◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。	十分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

(委員一人あたり45点満点)

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第119号
最終改正：令和6年7月8日訓令乙第146号

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加の促進及び市民活動団体の育成を図るとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、協働による暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- (2) 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- (3) 5人以上の者で組織されていること。
- (4) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、団体育成型事業及び市政参加型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「団体育成型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性を有する事業であって、当該事業の目的を市と共有し共に達成するために、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「市政参加型事業」とは、市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性を有する事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するもの

をいう。

(推進会議の設置)

第3条 第10条第1項の規定による審査及び第19条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(協働事業の提案)

第4条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、同一の市民活動団体が一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において2以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3 団体育成型事業の実施について提案しようとする市民活動団体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 協働事業の実施期間終了後も、その活動を継続して行う意思を有していること。

(2) 団体育成型事業の目的を十分に理解するとともに、他の市民活動団体が活動を行う上で好事例となり得ることも想定していること。

4 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号までのいずれにも該当する事業であって、かつ、第4号から第7号までのいずれかに該当するものとする。

(1) 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業

(2) 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業

(3) 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

(4) 市民の地域活動への参画が促進される事業

(5) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業

(6) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業

(7) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

(1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）

(2) 営利のみを目的とした事業

(3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業

(4) 学術的な研究のみを目的とした事業

(5) 調査のみを目的とした事業

(6) 公の機関の補助により補助対象となっている事業

(7) 交流又は親睦のみを目的とした事業

(8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業

(9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

(協働事業の期間)

第5条 協働事業の実施期間は、団体育成型事業にあつては三年度（前条第2項の規定による公募が行われなかった年度を除く。）にわたる期間とし、市政参加型事業にあつては一の年度にわたる期間とする。ただし、市政参加型事業については、当該事業を実施した年度の翌年度において、自主的な社会貢献活動のため、再度、同一の事業を実施しようとする場合には、一度に限り、市政参加型事業としての採択を受けることができる。

(事業の公募)

第6条 市長は、第4条第2項の公募をしようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提案の募集に当たっては、任意のテーマを定めることができる。

(提案の手續)

第7条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類（以下「応募書類」という。）を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を経由して市長に提出することにより行うものとする。

(1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）

(2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）

(3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）

(4) 提案団体概要書（第4号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 前項の提案をしようとする市民活動団体は、あらかじめその内容についてセンターに相談をした上で、募集要項に定める期日までに応募書類の案（次項において「応募案」という。）をセンターを経由して市長に提出しなければならない。

3 市長は、応募案の提出があったときは、速やかにその内容を確認し、団体育成型事業の実施に係るものであるときは、当該提案に係る事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定め、その旨を通知するものとする。この場合において、担当課は、当該応募案を提出した団体（以下「提案予定団体」という。）及びセンターと協議を行わなければならない。

4 提案予定団体は、前項の規定による提案内容の確認（団体育成型事業の実施に係る提案については、担当課及びセンターとの協議を含む。）が完了したときは、当該確認及び協議の結果に基づいて提案の内容を確定し、応募書類を作成するものとする。この場合において、担当課は、応募書類の作成に協力しなければならない。

(担当課の責務)

第8条 担当課は、前条第3項の規定により協議を行った団体育成型事業の実施に係る提案について、第10条第1項の規定による審査に協力するとともに、第11条第3項の規定により当該提案に係る事業が協働事業として採択されたときは、当該提案をした団体と連携し、協働しなければならない。

(提案の辞退)

第9条 第7条第1項の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）は、やむを得ない事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により市長へ提出しなければならない。

2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

（審査）

第10条 市長は、第7条第1項の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させるものとする。

2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

（採択事業の決定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは当該報告を尊重して、当該提案を受けた事業について、協働事業の候補とされるべき事業（以下「採択候補事業」という。）とするか否かを決定するものとする。この場合において、市長は、当該提案を受けた事業を採択候補事業としたときは、提案団体に対し通知するものとする。

2 前項後段の規定による通知を受けた提案団体及び担当課は、当該事業の実施に備えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により採択候補事業とした事業について、その補助に要する予算が議会で議決されたときは、当該事業を協働事業として採択するか否かを決定するものとする。

（決定の通知）

第12条 市長は、提案を受けた事業について、前条第1項の規定により採択候補事業としなかったとき又は前条第3項の規定により協働事業として採択し、若しくは不採択としたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第5号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（協定の締結）

第12条の2 市長及び採択された団体育成型事業を提案した団体は、当該団体育成型事業の実施に当たり、事業目的、実施内容、役割分担等に関する協定を締結するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条第3項の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

（2）市民活動団体に該当しなくなったとき。

（3）その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

（団体概要の変更等）

第14条 提案団体又は実施団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更届（第6号様式）を速やかに市長に提出し、推進会議において承認を受けなければならない。

（1）提案団体概要書の記載内容に変更が生じた場合

（2）推進会議から、その実施する協働事業の内容について修正を要する旨の意見を受けた場合

（事業の実施時期）

第15条 実施団体は、第11条第3項の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し、市が新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第16条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進部協働推進課が計上するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、募集要項に定める補助対象について、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(事業報告)

第18条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類をセンターを経由して市長に提出しなければならない。

(1) 協働事業提案制度事業実施結果(経過)報告書(第7号様式)

(2) 協働事業自己評価書(第8号様式)

(3) 協働事業提案制度収支決算書(第9号様式)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 実施団体は、市長又は推進会議から求められた場合は、事業実施年度の途中で事業の状況報告を行い、又は実地調査(団体育成型事業の場合に限る。)を受けなければならない。

4 推進会議は、当該年度における協働事業の実施が終了する前に、実施団体に協働事業提案制度事業実施結果(経過)報告書その他の必要な書類の提出を求め、及び実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明の聴取をすることができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

(事業の評価)

第19条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による当該報告に係る事業の評価について求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び同条第4項又は次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価通知書(第10号様式)を実施団体に交付するものとする。

(公表)

第20条 市長は、各年度において、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （略）

第1号様式から第10号様式まで （略）

武蔵村山市協働事業提案制度
令和7年度実施事業審査報告書

令和7年1月

武蔵村山市市民協働推進会議